

アセットオーナー・プリンシプルの受入れ

2025年1月29日

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

当基金は、加入者および受給権者の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、年金資産の運用において、法令等の定めにより制定した管理運用の方針等に基づき、加入者および受給権者の利益のため、運用目的、運用目標及び運用方針等を定め、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用を行っています。

原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組んでいます。また、知見の補充・充実のため、外部コンサルティング会社からの報告・分析・助言等を受けています。

原則 3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、受託者責任を果たしながら運用目標の実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先の選定を行い、定期的に委託先の見直しを行っています。

原則4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、基金ホームページに月次および四半期毎の運用状況の情報提供をするほか、基金広報誌を発行することにより、毎年度の運用状況を開示して周知しております。

原則5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、投資先企業の企業価値向上や持続的成長に資する取り組みとして、2019年7月に日本版スチュワードシップ・コードを受入れています。また、スチュワードシップ責任を果たすため、運用委託先のスチュワードシップ活動を定期的にモニタリングし、その結果を基金ホームページに掲載する等のスチュワードシップ活動に取り組んでいます。